

東根市国土利用計画（第五次）の概要

1 東根市国土利用計画の性格と概要

- ・土地利用に関するすべての計画の基本となる計画である。
- ・全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成するものである。
- ・第5次東根市総合計画に即し、県計画（令和2年度改定）を基本として策定する。
- ・計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

2 計画の策定事項（国土利用計画法施行令第1条）

- (1) 市土の利用に関する基本構想
- (2) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
利用区分：農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他
- (3) 上記(2)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3 土地利用の動向、市土をめぐる状況の変化

- ・中心市街地の形成、魅力ある都心づくりの推進
- ・将来的な人口減少を踏まえた効率的な土地利用の必要性
- ・高齢化、担い手不足による荒廃農地の増加
- ・所有者不明、境界不明な森林の増加による自然環境や景観の悪化
- ・近年の大幅な気候変動に伴う災害の頻発・激甚化

4 市土利用に関する基本構想

(1) 市土利用に関する基本方針

- ・適切な利用と管理による良好な土地利用の推進
- ・自然環境や景観の保全に配慮した土地利用の推進
- ・安全・安心な土地利用の推進
- ・地域特性を活かした土地利用の推進

(2) 利用区分別の市土利用の基本方向

①農用地

- ・安定した食糧供給の基盤を作るための農地の確保と整備
- ・無秩序な利用転換の抑制、荒廃防止、優良農地の保全・集約化

②森林

- ・公益的・多面的機能の発揮に向けた保全・整備

③水面・河川・水路

- ・国、県等との連携による流域治水対策の推進
- ・自然環境の保全、景観、親水性に配慮した水辺空間の確保

④道路

- ・ 交流の促進、生活基盤の確保、経済活動活性化に向けた道路整備
- ・ 適切な維持管理・更新による長寿命化の推進

⑤住宅地

- ・ 空き家の利活用、低未利用地の活用促進
- ・ 都市計画用途地域内の住居系地域の有効活用
- ・ 市街地に隣接し、住宅地としての利用に優位性がある地域における農地等の転換の検討

⑥工業用地

- ・ 都市計画用途地域内の工業系地域における低未利用地の有効活用
- ・ 既存の工業用地に隣接した土地の活用による工業の振興に向けた土地利用転換の検討

5 市土の利用区分別の規模の目標及びその地域別の概要

(1) 市土の利用区分別の規模の目標

基準年次：平成 30 年 目標年次：令和 12 年 単位：ha・%

利用区分	農用地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
平成 30 年	3,080	13,351	383	648	1,297	1,935	20,694
令和 12 年	3,009	13,351	382	712	1,338	1,902	20,694
増減率	97.7	100.0	99.7	109.9	103.2	98.3	100.0

(2) 地域別の概要（重視する方向性）

①東部地域

- ・ 農業の担い手の育成・確保、鳥獣被害対策による荒廃農地の発生防止及び解消
- ・ 農地の集約化等による生産性の向上
- ・ 国道 48 号のバイパス化及び高規格化に向けた取り組みの推進
- ・ 中心市街地とのアクセス向上

②中部地域（北部地区）

- ・ 自然環境や優良農地の保全
- ・ 商店街や温泉町のにぎわい創出に向けたまち並みの形成と地域の魅力を高めるための環境整備
- ・ 第一中学校付近における農地の保全及び周辺との調整による均衡のとれた土地利用

③中部地域（中央部地区）

- ・ 市街地における低未利用地や空き家、空き店舗などの有効活用（住宅地）
- ・ 都市計画用途地域内の工業系地域における低未利用地の有効活用（工業用地）
- ・ 周辺環境と調和した道の駅、クロスカントリーコースの整備

④中部地域（南部地区）

- ・ 農地の有効利用、生産性向上の推進
- ・ 神町北部における宅地化の促進
- ・ 神町駅西地区における新たな都市基盤の整備の検討
- ・ 神町小学校跡地における地域活性化に資する土地利用の検討

⑤西部地域

- ・東北中央自動車道インターチェンジ周辺の水田等の保全、人やものの流れが変わることを見据えた土地利用の検討
- ・(仮称)西部防災センターの整備
- ・河川の氾濫による洪水被害のリスク軽減のための必要な整備・改修、国、県等との連携による流域治水対策の推進

6 計画を達成するために必要な措置の概要

(1) 持続可能な市土の管理

- ・人口減少社会を見据えた、市街地における低未利用地や空き家・空き店舗などの有効活用
- ・無秩序な開発や市街地の拡大の抑制、都市機能や居住機能の集積・誘導
- ・新規就農支援や担い手の確保による農地の維持・確保
- ・農地の集積・集約化、多面的機能の維持による農地の保全

(2) 自然環境等の保全

- ・県との連携による開発許可制度に基づく指導の実施
- ・森林経営管理制度に基づく森林の適正な経営管理の促進
- ・ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギーの導入、資源循環型社会システムの形成

(3) 市土の安全性の確保

- ・治山治水対策の推進
- ・適切な間伐、森林の手入れ等の共同活動への支援
- ・国、県等との連携による流域治水対策の実施

(4) 地域特性を活かした土地の有効利用の促進

- ・交通の要衝であり広域的交流や観光の振興等に優位性を持つ土地の積極的な利用
- ・仙台圏とのアクセス向上に向けた国道48号や都市施設の整備

(5) 土地利用の転換の適正化

- ・農用地
周辺の土地利用との調整、無秩序な開発による都市機能の拡散の抑制、優良農地の確保
都市計画用途地域内の農地の適切な土地利用への誘導
- ・森林
自然環境の保全、森林資源の確保、土砂流出防止、水源かん養等の機能維持への配慮、
周辺の土地利用との調整
- ・大規模な土地利用
環境に対する影響の評価、開発計画の実施状況の把握